

(仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場 貯水槽清掃及び保守点検業務 仕様書

1 総 則

(1) 目 的

本業務は、受水槽・高置水槽・高架水槽（以下「貯水槽」という。）の清掃、保守点検、水質検査を行い、衛生的かつ安全な飲料水として安定的に供給することを目的とする。

(2) 委託名称

仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場貯水槽清掃及び保守点検業務委託

(3) 委託場所

ア 名 称 仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場

イ 住 所 宇都宮市上田原町 1 番地

(4) 適用の範囲

本仕様書は、「仮称) 宇都宮市全天候型子どもの活動の場貯水槽清掃及び保守点検業務委託」に適用する。

(5) 委託期間

本業務の委託期間は、令和〇〇年 4 月 1 日から令和〇〇年 3 月 31 日までとする。

2 一般事項

(1) 提出書類

受託者は、下記書類を提出日までに委託者に提出すること。

ア 作業工程表	・・・・・・・・	契約後 14 日以内
イ 業務主任者届	・・・・・・・・	〃
ウ 作業計画書（要領書）	・・・・・・・・	〃
エ 現場作業組織表	・・・・・・・・	〃
オ 緊急連絡表	・・・・・・・・	〃
カ 作業日報及び写真、点検業務結果報告書	・・・・・・・・	作業完了後
キ その他必要な書類	・・・・・・・・	指示による

(2) 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条の基本方針を適用する。

(3) 本仕様書に記載のない事項への対応

- ① 本仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書（令和 5 年版）（以下「国仕様書」という。）の記載のとおりとする。

- ② 本仕様書及び国仕様書に記載のない事項については、委託者と協議のうえ決定する。

(4) 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ決定する。

3 関係法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

4 貯水槽

貯水槽の点検・保守は、水道法（昭和32年法律第177号）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）、建築物衛生法、同法に基づく厚生労働省告示、地方公共団体の関係法令を遵守し適切に実施する。

5 貯水槽清掃

貯水槽の清掃は、建築物衛生法を遵守し、適切に実施する。

(1) 一般事項は、次による。

ア 作業は、健康状態の良好な者が行う。

イ 作業衣及び使用器具は、貯水槽清掃専用のものとする。また、作業は衛生的に行われるようにする。

ウ 貯水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。

エ 高置水槽、高架水槽がある場合は、当該清掃は受水槽の清掃と同一の日に行う。

オ 清掃の周期は、特記がなければ年1回とする。

(2) 清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、下水道法（昭和33年法律第79号）等の規定に基づき、適切に処理する。

(3) 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽における水について、水質検査（4項目の簡易検査）及び残留塩素の測定を行う。

(4) 清掃作業監督者

業務の履行に先立ち、清掃作業監督者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証（写）及び受託者との雇用関係を証明する書類について、書面をもって委託者に通知する。（清掃作業監督者は清掃作業従事者を兼任できる。）

なお、清掃作業監督者に変更があった場合も同様とする。

清掃作業監督者は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者

イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者

(5) 清掃作業従事者

業務の履行に先立ち、清掃作業従事者を選任し、氏名、生年月日、経歴書、業務に関する資格者証（写）及び受託者との雇用関係を証明する書類について、書面をもって委託者に通知する。

なお、清掃作業従事者に変更があった場合も同様とする。

清掃作業従事者は、次の要件に該当する研修を修了したものであること。

ア 貯水槽の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

イ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。

ウ その内容が、貯水槽の清掃方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

エ その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

(6) 清掃作業

- ① 高置水槽、高架水槽がある場合には、当該清掃は受水槽の清掃を行った後に行う。
- ② 貯水槽内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。
なお、壁面等に付着した物質の除去は、貯水槽の材質に応じ、適切な方法で行う。
- ③ 洗浄に用いた水は、完全に貯水槽外に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行う。
- ④ 清掃終了後、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにする。

(7) 消毒作業

- ① 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行う（1回目終了後30分以上経て2回目を行う。）。
- ② 消毒薬は、有効塩素50～100mg/l濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
- ③ 消毒は、貯水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹付けるか、ブラシ等を利用して行う。
- ④ 消毒に用いた排水は、完全に貯水槽外に排除する。
- ⑤ 消毒終了後は、貯水槽内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

(8) 貯水槽の水張り

消毒後の水洗い及び貯水槽内への上水の注入は、消毒終了後少なくとも30分以上経過してから行う。なお、ステンレス製については、事前に天井を含めた全面水洗いを行う。

(9) 業務の報告

受託者において任意の「貯水槽清掃報告書※」を作成し、所要事項を記載し、委託者に提出すること。なお、不具合等が発見された場合は、直ちに報告する。

※清掃作業時のカラー写真（貯水槽全景、槽内床・壁・天井の清掃前後、ポンプ室及び水中ポンプ、タラップ、ボールタップ等）を含む。

5 保守点検

(1) 関係法令

貯水槽及びポンプ等の保守点検に当たり、各地方条例などの関係法令等を遵守し、適切に実施する。

(2) 作業項目

貯水槽及びポンプの作業項目及び作業内容は、別表による。

防虫網の確認時期については、施設管理者との協議により決定する。

(3) 業務の報告

受託者において任意の「保守点検結果報告書」を作成し、所要事項を記載し、委託者に提出すること。なお、不具合等が発見された場合は、直ちに報告する。

6 水質検査

(1) 関係法令

水道法第34条の2第2項（同法施行規則第56条）及び同法第20条1項（同法施行規則第15条）に定める水質検査を行う。

(2) 業務の報告

採取した検体を厚生労働省登録の水質検査機関に1回搬入し、検査結果について「水質検査結果報告書」を作成し、委託者に提出する。

7 故障等の対応

受託者は、緊急の故障等に対応できる体制を確立し、故障等発生連絡により直ちに技術者を派遣し、迅速かつ的確に原因の調査を行い、結果を報告するとともに、休日昼夜を問わず迅速かつ適切な措置をとる。